

社会福祉法人池田町社会福祉協議会評議員の費用弁償に関する規程

平成 28 年 12 月 19 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人池田町社会福祉協議会の定款第 10 条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第 2 条 評議員がその職務のため評議員会に出席したときは、別表 1 により費用を弁償する。

(改廃)

第 3 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

項 目	金 額
費用弁償の額	日額 2,000 円